

公益法人に対する競争入札による契約の見直しの状況(物品・役務等)

様式6-3

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
									公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数			継続支出の有無
「テロ組織及びテロリスト情報の収集・解析」業務委嘱	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 貝原健太郎 東京都千代田区霞が関2-2-1	令和4年4月1日	公益財団法人 中東調査会 東京都千代田区平河町1丁目1番1号	4011105005359	一般	18,307,000	18,291,741	99.9%	公財	国認定	1		【支出の必要性】 本件業務は、ISなど多数のイスラム過激派がインターネットに発出する声明等を遅延なく収集し、専門用語を含め適切に翻訳・解析する事業。当室のテロ組織に関する分析業務の基礎をなす不可欠な事業であり、必要性は高い。 【合理化の可能性】 業務の特殊性(イスラム過激主義にかかる高度な専門知識とアラビア語等の高い語学力を要する。多くの企業にとって、かかる必要な能力を備えた人材の確保は容易ではないこと)や、改善のための措置(本年も引き続き公告期間を延長したが一者応札の回避に至らなかったこと)を踏まえれば、現状以上の措置を取ることは難しい。	有

(注)公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数		継続支出の有無	
「外国メディア向けプレスツアー」業務委嘱	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 貝原健太郎 東京都千代田区霞が関2-2-1	令和4年4月20日	公益財団法人フォーリン・プレスセンター 東京都千代田区内幸町2丁目2番1号	7010005016604	企画競争の結果、同者が高い評価を得て確実な業務の履行が可能であると認められ、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)。	-	16,898,970	-	-	公財	国認定	1	複数単価契約	競争性向上を図るべく企画競争の公示期間を十分に設定したものの、応札は二者のみであった。しかし、企画書及び業務遂行能力は評価できるもので、確実な履行が可能と判断し、契約に至った。	有
「難民等救援」業務委嘱	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 貝原健太郎 東京都千代田区霞が関2-2-1	令和4年4月1日	公益財団法人アジア福祉教育財団 東京都港区南麻布5丁目1番27号	7010405010413	企画競争の結果、同者が高い評価を得て確実な業務の履行が可能であると認められ、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)。	407,074,000	407,074,000	100.0%	-	公財	国認定	1		企画競争の実施、企画競争審査員の外部有識者への依頼等により審査の透明性を高めているほか、公告期間の十分な確保等に努めている。	有
「難民等定住支援事業」業務委嘱	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 貝原健太郎 東京都千代田区霞が関2-2-1	令和4年4月1日	公益財団法人アジア福祉教育財団 東京都港区南麻布5丁目1番27号	7010405010413	企画競争の結果、同者が高い評価を得て確実な業務の履行が可能であると認められ、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)。	266,411,000	266,411,000	100.0%	-	公財	国認定	1		企画競争の実施、企画競争審査員の外部有識者への依頼等により審査の透明性を高めているほか、公告期間の十分な確保等に努めている。	有
「『日英21世紀委員会第39回合同会議』日本側事務局運営」業務委嘱	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 貝原健太郎 東京都千代田区霞が関2-2-1	令和4年4月26日	公益財団法人日本国際交流センター 東京都港区赤坂1丁目1番12号	1010405009378	企画競争の結果、同者が最も高い評価を得て確実な業務の履行が可能であると認められ、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)。	12,629,000	12,628,917	99.9%	-	公財	国認定	1		日英関係及び国際関係に明るいシンクタンクや研究機関等による応募を促すべく、公示のみならず機会を捉えてより積極的な広報を行うことを検討する。	有

「第30回日韓フォーラム日本側事務局運営」業務委嘱	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 貝原健太郎 東京都千代田区霞が関2-2-1	令和4年8月1日	公益財団法人日本国際交流センター 東京都港区赤坂1丁目1番12号	1010405009378	企画競争の結果、同者が高い評価を得て確実な業務の履行が可能であると認められ、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)。	11,060,000	11,054,952	99.9%	-	公財	国認定	1	競争性向上を図るべく十分な公示期間を設け、説明会の機会を設ける等の対策を行った。結果的に応札したのは一者のみであったものの、当該事業者の企画書は十分に評価できる内容であったこと、また、同事業者の業務請負能力は十分に信頼できるとの判断から、同事業者に本件業務を委託したものであり、適切な契約であった。	有
「北方四島医療支援促進事業」業務委嘱	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 貝原健太郎 東京都千代田区霞が関2-2-1	令和4年4月1日	公益社団法人千島歯舞諸島居住者連盟 北海道札幌市中央区北四条西3丁目1番地	2430005000850	企画競争の結果、同者が高い評価を得て確実な業務の履行が可能であると認められ、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)。	12,602,000	12,601,428	99.9%	-	公社	国認定	1	企画競争の実施、十分な公示期間を確保する等、競争性向上に努めている。	有
「北方四島住民招へい事業(船舶備給料・運航委託費)」業務委嘱	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 貝原健太郎 東京都千代田区霞が関2-2-1	令和4年4月4日	公益社団法人北方領土復帰期成同盟 北海道札幌市中央区北一条西3丁目3番地	7430005000879	公募を行い、契約の相手方を委託先とすることが決定されたところ、本件は、その者との契約であって、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	51,232,841	51,232,841	100.0%	-	公社	国認定	2	事業委託先の選定にあたっては、十分な公示期間を確保した上で公募を実施しており、競争性を確保している。	有
「太平洋経済協力会議(PECC)に関する事務局運営」業務委嘱	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 貝原健太郎 東京都千代田区霞が関2-2-1	令和4年4月1日	公益財団法人日本国際問題研究所 東京都千代田区霞が関3丁目8番1号	2010005018803	企画競争の結果、同者が高い評価を得て確実な業務の履行が可能であると認められ、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)。	13,742,000	13,740,690	99.9%	-	公財	国認定	1	競争性向上を図るべく企画競争の公示期間を前回よりも長く設定した。結果的に応札したのは一者のみであったが、当該一者の企画書及び業務遂行能力は評価できるもので、その判断のもとに契約に至った案件であるので妥当。	有
「NGOインターン・プログラム」業務委嘱	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 貝原健太郎 東京都千代田区霞が関2-2-1	令和4年4月1日	公益社団法人青年海外協力協会 長野県駒ヶ根市中央16番7号	8010005019069	企画競争の結果、同者が高い評価を得て確実な業務の履行が可能であると認められ、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)。	20,978,000	20,977,917	99.9%	-	公社	国認定	1	競争性向上のため公示期間の延長を行い、より確実な業務の履行が可能であることから前年度と同一法人との契約となった	有

「CTBT国内運用体制整備等」業務委嘱	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 貝原健太郎 東京都千代田区霞が関2-2-1	令和4年4月1日	公益財団法人日本国際問題研究所 東京都千代田区霞が関3丁目8番1号	2010005018803	公募を実施した結果、応募が一者のみであり、また、審査の結果、業務の適正な履行が可能と認められ、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)。	594,977,000	594,977,000	100.0%	-	公財	国認定	1		公募を実施した結果、一者のみ応募であったが、同者にて確実な履行が可能と判断し、契約に至った。	有
---------------------	---	----------	--------------------------------------	---------------	---	-------------	-------------	--------	---	----	-----	---	--	--	---

(注)公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。